

9. 住宅

市営住宅の入居申し込み

- 【 内 容 】 入居申し込みにおいて次のいずれかに該当する世帯は、入居申し込み資格の収入基準の上限が通常の世帯より高く設定されています。
- 【 対 象 者 】
- ① 身体障害者（身体障害者手帳 1～4 級程度）の方がいる世帯
 - ② 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳 1～2 級程度）の方がいる世帯
 - ③ 知的障害者（療育手帳 重度又は中度程度）の方がいる世帯
 - ④ 戦傷病者（戦傷病者手帳 恩給表別表の特別項症～6 項症及び第 1 款症）の方がいる世帯
 - ⑤ 被爆者（被爆者健康手帳の交付を受けている方で、かつ被爆の影響で医療の給付を受けていることを厚生労働大臣から認定）の方がいる世帯

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 住宅政策課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9086	FAX0942-30-9743

住宅改造費の助成（福岡すみよか事業）

- 【 内 容 】 重度の心身障害のある方が、現在住んでいる住宅を生活しやすいように改造する場合、改造費の一部を補助します。なお、世帯全員の市民税及び前年分所得税年額が非課税のかたを対象とします。また、改造後の申請や新築、増築は対象外です。
（注意）必ず事前に申請が必要です。
- 【 対 象 者 】
- ・視覚障害又は肢体不自由の方で 1・2 級の手帳を持つ方
 - ・療育手帳の A・A1・A2・A3 を持つ方
- ※介護保険に該当する方（8 ページ参照）は介護保険課での申請になります。
- 【対象工事】 対象者が生活している家屋（借家の場合は家主の承諾書が必要です）について、バリアフリー化等を行うもの。
- 【 助 成 額 】 補助対象工事に係る費用。ただし、300,000 円を限度とする。
- 【 工 事 例 】
- ・玄関、居室などの段差の解消
 - ・廊下の幅の拡張
 - ・手すりの取り付け
 - ・洗面所、トイレ、浴室、玄関の改造

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
久留米市役所 介護保険課			☎0942-30-9036	FAX0942-36-6845
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三瀬総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三瀬町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

住宅改修費の助成（日常生活用具給付制度）

【内容】 一定以上の障害がある方が、自身の住む住宅を改修する際に、申請により改修費用の一部が給付される制度です。介護保険対象者（8 ページ参照）は、介護保険制度での助成が優先されます。介護保険での助成については、介護保険課にお問い合わせください。

【対象者】 下肢、体幹または移動機能障害で 1～3 級の手帳を持っている在宅の方
（注意）事前申請が必要です。
 介護保険対象者は原則対象外（介護保険制度での助成があります。）

【対象工事】 対象者が生活している家屋（借家の場合は家主の承諾書が必要です）について、バリアフリー化等を行うもの。

【助成額】 補助対象工事に係る費用。助成限度額 20 万円

【利用者負担額】
 ※支給費用の上限額を超える場合の差額は、全額自己負担となります。

世帯区分	利用者負担額
生活保護法による被保護世帯	0 円
市町村民税非課税世帯	0 円
一般世帯（市町村民税課税世帯）	費用の 1 割負担 （月額上限 18,600 円）

- 【工事例】
- 手すりの取り付け
 - 段差の解消
 - 滑り防止、移動の円滑化などの為に床または通路面の材料変更
 - 引き戸などへの扉の取り替え
 - 洋式便器などへの便器の取替え
 - 上記の改修に伴って必要となる工事

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
久留米市役所 介護保険課			☎0942-30-9036	FAX0942-36-6845
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三瀬総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三瀬町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

障害者グループホーム

【内容】 地域社会の中にある住宅（アパート・マンション・一戸建て等）において、数人の障害者が一定の費用を負担して共同で生活する住居です。世話人による日常生活援助等が行われます。

【利用方法】 事前に支給決定が必要です。
 手続方法は、87 ページから 88 ページまでを参照してください。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三瀬総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三瀬町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732